2　異議の申立書には、当事者（異議の申立てをする者を除く。）の数と同数の写しを添付しなければならない。

3　裁判所は、前項の写しを同項の当事者に送付しなければならない。

4　民事訴訟法第百六十一条第二項に掲げる事項を記載した異議の申立書は、準備書面を兼ねるものとする。

（異議申立権の放棄及び異議の取下げ・法第四十六条）

第三十三条　異議を申し立てる権利の放棄は、裁判所に対する申述によってしなければならない。

2　前項の申述は、書面でしなければならない。

3　第一項の申述があったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者（同項の申述をした者を除く。）に通知しなければならない。

4　民事訴訟規則第百六十二条第一項の規定は、異議の取下げの書面の送達について準用する。

第五款　費用の負担

（簡易確定手続の費用及び個別費用の負担・法第四十八条等）

第三十四条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、簡易確定手続の費用及び個別費用の負担について準用する。

第六款　補則

（民事訴訟規則の準用・法第五十条）

第三十五条　特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編第一章、第二章（第六条、第六条の二及び第八条を除く。）、第三章（第二節、第二十条第一項及び第二項並びに第二十二条を除く。）及び第五章（第二節及び第四十八条を除く。）、第五十六条、第二編第二章（第六十条、第六十四条、第八十条、第八十一条、第三節及び第九十五条第三項を除く。）及び第三章（第百一条及び第七節を除く。）、第百五十七条第二項、第百六十条、同編第五章（第百六十二条を除く。）、第三編第三章、第四編並びに第八編の規定を準用する。

第二節　異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例

（裁量移送における取扱い・法第五十二条）

第三十六条　法第五十二条第三項の申立てがあったときは、地方裁判所は、相手方の意見を聴いて決定をするものとする。

2　地方裁判所は、職権により法第五十二条第三項の規定による移送の決定をするときは、当事者の意見を聴くことができる。

（異議後の訴訟についての授権の証明等・法第五十三条）

第三十七条　法第五十三条第一項の授権は、書面で証明しなければならない。

2　法第五十三条第一項の授権の取消しの通知をした者は、その旨を裁判所に書面で届け出なければならない。

3　債権届出団体は、訴訟授権契約を解除したときは、その旨を裁判所に書面で届け出なければならない。

（訴訟手続の受継の申立ての方式・法第五十三条）

第三十八条　民事訴訟規則第五十一条の規定は、異議後の訴訟において債権届出団体が法第五十三条第一項の授権を欠くときについて準用する。

第四章　特定適格消費者団体のする仮差押え等

（仮差押命令の申立書の記載事項・法第五十六条）

第三十九条　法第五十六条第一項の申立てをするに当たり、同項の規定による他の申立てであって、対象債権及び対象消費者の範囲の全部又は一部並びに共通義務確認の訴えの被告とされる事業者が同一であるものが既にされているとき（当該他の申立てが取り下げられ若しくは却下されたとき、又は当該他の申立てに係る仮差押命令が取り消されたときを除く。）は、申立書には、当該他の申立てに係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事件の表示

二　裁判所の表示

三　手続の当事者である特定適格消費者団体

四　保全すべき権利

五　仮に差し押さえるべき物

（強制執行の申立書等の記載事項等）

第四十条　特定適格消費者団体が法第五十六条第一項の申立てに係る仮差押え（当該特定適格消費者団体を手続の当事者とするものに限る。）の執行がされている財産について強制執行の申立てをするときは、当該強制執行の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該仮差押えの執行に係る仮差押命令を発した裁判所及び当該仮差押命令の事件の表示

二　当該強制執行の申立てが当該仮差押えにより保全される債権に基づくものであるときは、その旨

2　前項第二号に規定する場合には、同項の強制執行の申立書には、同項第一号の仮差押命令の決定書の写しを添付しなければならない。

3　前二項の規定は、特定適格消費者団体が第一項の財産について強制執行又は担保権の実行の手続がされている場合において配当要求をするときについて準用する。

（対象債権について配当等を受けた場合等の通知）

第四十一条　特定適格消費者団体は、対象債権について法第二条第九号ロに規定する民事執行の手続により弁済を受け、又は配当等（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十四条第三項に規定する配当等をいう。以下この条及び次条において同じ。）を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を債務者に書面で通知しなければならない。

一　民事執行の事件の表示

二　執行裁判所の表示

三　債務名義の表示

四　弁済を受け、又は配当等を受けた額及び年月日

五　対象債権の額（利息その他の附帯の債権の額を含む。）

六　前号の額のうち弁済又は配当等により消滅した部分の額

（配当等の額の供託がされている場合における対象債権の確定の結果の届出）

第四十二条　法第五十六条第一項の申立てに係る仮差押えについて民事執行法その他の法令の規定により仮差押債権者の債権に対する配当等の額に相当する金銭が供託されている場合において、当該仮差押えの手続の当事者である特定適格消費者団体を当事者とする簡易確定手続及び異議後の訴訟の手続が全て終了したときは、当該特定適格消費者団体は、速やかにこれらの手続における対象債権の確定の結果を執行裁判所に書面で届け出なければならない。

第五章　補則

（手続の受継の申立ての方式・法第六十一条）

第四十三条　民事訴訟規則第五十一条の規定は、法第六十一条第一項の規定により手続が中断したときについて準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、法の施行の日から施行する。